

市有地売払いのご案内

【市有地一般競争入札実施要領】

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要となります。

<参加申込期間>

令和8年2月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

注) 閉庁日は受付を行いません。

持参以外の申込みはできません。

<入札日>

令和8年4月6日（月）

令和8年2月

山陽小野田市企画部財政課

電話（0836）82-1128

目 次

1	入札物件	1
2	入札参加資格等	1
3	契約上の主な特約	1
4	現地説明会	2
5	入札参加申込み	2
6	入札及び開札	3
7	入札保証金の還付等	5
8	契約説明会	5
9	契約の締結等	6
10	入札保証金の帰属	6
11	所有権の移転等	6
12	その他	6
	様式等 入札参加申込書	7
	誓約書兼同意書	8
	委任状	10
	代表者選任届	11
	土地売買契約書（案）	12
	物件説明書	15
	予定価格	19

一般競争入札実施要領

山陽小野田市が行う一般競争入札による市有不動産の売払いに参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申込みください。

1 入札物件

物件番号	土地の所在地 (山陽小野田市)	登記地目	地積(m ²)	予定価格 (円)
1	大字厚狭字沖田26番1、28	宅地	2011.9	49,553,000
2	須恵二丁目5746番32	宅地	158.36	3,222,000

2 入札参加資格等

市有地の一般競争入札は、日本国内に居住している成人の方であればどなたでも参加できますが、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人の場合はその者、法人の場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体の場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、次のいずれかに該当するとき
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団等」という。)であるとき
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき
 - ウ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (4) 前記(3)に該当する者から依頼を受けて入札に参加しようとする者

3 契約上の主な特約

入札する物件については、売買契約において次の用途制限が付されます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、若しくは地上権、賃借権その他の権利を設定してはならない。

4 現地説明会

入札に先立ち、現地説明会を行います。事前の申し込み等は必要ありませんので、以下の日時に直接現地までお越しください。なお、雨天決行とします。

物件番号	現 地 説 明 会 日 時
1	令和8年3月9日（月） 10時
2	令和8年3月9日（月） 13時30分

5 入札参加申込み

(1) 申込受付期間

令和8年2月2日（月）～3月16日（月）

午前8時30分～午後5時15分

なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は、受付を行いません。

(2) 申込受付場所

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市役所企画部財政課（本庁舎2階）

(3) 申込みに必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）7ページ

イ 印鑑登録証明書（共有で申込みされる場合は申込者全員分）

ウ 住民票の写し（共有で申込みされる場合は申込者全員分、法人の場合
は法人の登記事項証明書又は登記簿謄本又は資格証明書（登記事項証明
書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」「代表者事項証明書」
のいずれでも結構です。））

なお、イとウについては、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

エ 誓約書兼同意書（共同で申込みされる場合は代表者、法人の場合は代
表権者）（様式第2号）8ページ

オ 市税の滞納がないことの証明書（山陽小野田市の場合は、税務課で発行）

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

(5) 申込み時に交付する書類

入札参加申込受付証（受付印を押印した一般競争入札参加申込書（写））

※入札書は、入札日当日受付時に交付します。

(6) 申込みに当たっての留意事項

落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された
名義以外では行いません。

6 入札及び開札

(1) 入札の実施日程等

入札の実施日時及び会場等は以下のとおりです。

当日の受付を入札開始時刻の30分前から行っておりますので、お早めにお越しくださるようお願いいたします。

なお、上記受付時間内に市役所第2別館2階会議室1にて入札保証金の納付（現金又は銀行振出小切手）をしていただきます。

物件番号	入札実施日	入札開始時刻	入札会場
1	令和8年4月6日(月)	10時	市役所第2別館2階 会議室2(入札室)
2	令和8年4月6日(月)	13時30分	市役所第2別館2階 会議室2(入札室)

(2) 入札及び開札の執行場所

山陽小野田市役所 第2別館2階 会議室2(入札室)

※開札は入札締め切り後即時行います。

(3) 入札日の持参品等

ア 入札参加申込受付証（入札参加申込時に交付）

イ 委任状（様式第3号）10ページ

※代理人により入札しようとする場合のみ

ウ 実印（印鑑登録証明書の印影と同一の登録印：以下同じ）

※代理人により入札しようとする場合は、代理人の印鑑登録証明書及び代理人の実印。

エ 入札保証金（現金又は銀行振出小切手）

参考

購入者	入札出席者	印鑑	印鑑証明書	権限関係の書類
個人	本人	本人の実印	申込時提出済	不要
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状
法人	代表権者	法人の代表者印	申込時提出済	不要
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状
共同購入	代表者	代表者の実印	申込時提出済	代表者選任届 (様式第4号) 11ページ
	代理人	代理人の実印	代理人の印鑑証明	委任状

(4) 入札保証金

入札保証金は、入札書に記入する金額の100分の5以上をあらかじめお預かりするものです。従って、入札保証金の20倍を超える額での入札は無効となりますので、御注意ください。

入札日は、入札保証金の納付として、現金又は銀行振出小切手（自己宛小切手）を持参してください。

<銀行振出小切手の見本>

支払地			○ ○ ○	銀行		支店	銀 行 渡 り			
<table border="1"><tr><td>金額</td><td>¥</td></tr></table>									金額	¥
金額	¥									
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 様へお支払いください。										
振出日	令和	年	月	日						
振出地	○ ○ ○									
振出人	(株)	銀行	支店	支店長	○ ○	印				

なお、銀行振出小切手で納付する場合は、以下のとおりです。

- ア 入札書に記入する金額の100分の5以上の金額の小切手を用意してください（小切手の金額を入札保証金の額とします。）。
- イ 振出人、支払人と同一金融機関としてください。
- ウ 持参人払式としてください。
- エ 振出日から5営業日以内のものとしてください。
- オ 銀行振出小切手（自己宛小切手）以外は受領できません。

(5) 入札

- ア 入札参加者は、入札当日の受付時に交付する入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。
- イ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を入札受付に提示し、入札書と一緒に入札箱に投函してください。
- ウ なお、入札の当日出席しなかった者又は入札書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(6) 入札金額の表示

入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字前に「¥」を記入してください。

(7) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(8) 開札

開札は、入札締切り後直ちに入札者立会いのもとで行います。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 予定価格を下回る価格による入札
- イ 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

- エ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- オ 入札者の記名押印がない入札
- カ 本市が交付した入札書を用いずに行った入札
- キ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上上の入札をしたときは、その全部の入札
- ク 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- ケ 同一入札について他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- コ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- サ 金額の訂正又は改ざんした入札
- シ 入札に関し不正な行為を行った者による入札
- ス その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札者

落札者は、本市の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。

(11) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(12) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の受付番号及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

入札後の問い合わせに対しては、ホームページに落札金額及び落札者の法人・個人の区分を掲載します。

(13) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

7 入札保証金の還付等

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札後返還しますので、市役所第2別館2階会議室1で手続きを行ってください。
- (2) 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

8 契約説明会

- (1) 落札者に対しては入札終了後、契約手続の説明会を引き続き市役所第2別館2階会議室2（入札室）で行います。
- (2) 契約説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由がなく、契約説明会に出席されない場合は、落札者の資格を取り消します。

9 契約の締結等

- (1) 落札者には、落札日から 7 日以内に土地売買契約書を締結していただきま
す（7 日目が土日・祝日の場合は、翌開庁日までとなります。）。
- なお、契約は入札参加申込書に記載された名義で行います。
- (2) 契約保証金
- ア 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とします。
- イ 契約締結と同時に納入してください。なお、入札保証金は契約保証金
に充当します。
- ウ 入札保証金、契約保証金の受入期間について利息を付けません。
- (3) 売買代金
- ア 売買代金は、契約締結日から 30 日以内に本市の発行する納入通知書
によりお支払いいただくこととなります。なお、契約保証金は土地代金
の一部に充当することができます。
- イ 期限内に残額のお支払いがないなどの理由により、売買契約を解除し
たときは、契約により既納の契約保証金は本市に帰属し、お返しするこ
とはできません。
- ウ 契約保証金の受入期間について利息を付けません。

10 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由がなく指定する期限までに契約を締結しないときは、
落札の効力を失い、既納の入札保証金は本市に帰属し、お返しすることはで
きません。

11 所有権の移転等

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに買受人に移
転し、所有権の移転と同時に物件を引き渡したものとします。
- なお、物件は現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (2) 所有権移転登記手続きは、本市において行います。

12 その他

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記申請の際に必要な登
録免許税、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、買
受人の負担となります。
- (2) 建物を建築するにあたっては、建築基準法や本市条例等の規定の適用が
ありますので、ご留意ください。
- (3) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、本市競争契約
入札心得等の関連諸法令等に定めるところによって処理します。

(第1号様式)

令和 年 月 日

山陽小野田市長 様

一般競争入札参加申込書

1 物件の表示

(1) 所在地 山陽小野田市

(2) 種類 _____

(3) 面積 _____ m²

この物件の処分にかかる一般競争入札に参加したいので、山陽小野田市財務規則及び実施要領を承諾のうえ、申し込みます。

住所 _____

商号又は名称

氏名 _____

※共同購入の場合は、申込者全員
の記名をしてください。

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

(第2号様式)

誓 約 書 兼 同 意 書

私（個人、法人又は団体並びにこの入札に係る私の代理人及び共同購入者を含む。以下同じ。）並びに私の所属する法人又は団体は、下記の事項に該当していないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより私が不利益を被るに至っても、一切異議は申し立てません。

また、この誓約に関し、市が私の個人情報及び私が所属する法人又は団体の情報をもって警察に照会を行うことに異議なく同意します。

記

契約の相手方として不適当な者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人の場合はその者、法人の場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体の場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、次のいずれかに該当するとき
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）であるとき
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき
 - ウ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 暴力団等であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
 - オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (4) 前記(3)に該当する者から依頼を受けて入札に参加しようとする者

令和 年 月 日

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

住 所

氏 名 (本人・代表者・法人及び代表権者)
(ふりがな)

印

生年月日 (本人・代表者・代表権者)

(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(第3号様式)

令和 年 月 日

山陽小野田市長 様

委 任 状

市有地の入札に関する一切の権限を _____
に委任しましたので、連署をもってお届けします。

(受任者) 住 所 _____

商号又は名称

氏 名 _____ 印

(委任者) 住 所 _____

商号又は名称

氏 名 _____ 印

※ 受任者及び委任者の実印を押印し、受任者の印鑑証明書を添付してください。

(第4号様式)

令和 年 月 日

山陽小野田市長 様

代 表 者 選 任 届

私達は、この度、山陽小野田市所有の下記物件を共同買受けするため、代表者として

(住 所)

(氏 名)

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。
なお、債務は各自連帶して負担します。

記

1 共同買受けしようとする物件

(1) 所在地 山陽小野田市

(2) 種 類 _____

(3) 面 積 _____ m²

2 共同買受人

住 所	氏 名	実印
代表者		

土地売買契約書(案)

土地の売買について、売扱人山陽小野田市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

(売買土地)

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「土地」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

(売買代金及び支払方法)

第2条 土地の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金円とする。

2 前項の代金の支払は、甲の発行する納入通知書により、本契約成立の日から30日以内に甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約成立と同時に契約保証金として、代金の100分の10以上を納入するものとする。ただし、代金全額を契約と同時に納付したときは契約保証金を免除する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が前条に定める売買代金を完納したときは、第1項の契約保証金を乙に返還するものとする。ただし、乙の申し出により代金の一部に充当することができる。

4 甲は、第11条により本契約を解除及び買戻しをしたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(所有権の移転)

第4条 土地の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

(所有権の移転登記)

第5条 乙は、この契約締結後、土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は、前条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに登記手続きを行うものとする。

2 前項の登記に関して必要な費用は乙の負担とする。

(土地等の引渡し)

第6条 土地の引渡しは、所有権が乙に移転したときに引渡すものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結のときから第6条の規定による本土地の引渡しが完了するときまでの間において、本土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、甲に対して代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任免責)

第8条 甲は、本土地を現状有姿のまま売り渡すものであり、乙が、本土地の引渡しを受けた後において、数量の不足、損傷、土壤汚染、地中埋設物及び

産業廃棄物等を発見した場合でも、乙に対して責任を負わないものとし、乙は、甲に対し異議を申立て、又は売買代金の減額その他の請求をすることができないものとする。

(用途制限等)

第9条 乙は、本土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本土地を第三者に譲渡し、若しくは本土地について地上権、賃借権その他の権利を設定してはならない。

2 乙は、本土地を次のいずれかに該当する者に譲渡し、又は本土地について地上権、賃借権その他の権利を設定してはならない。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人の場合はその者、法人の場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体の場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団等（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約の解除及び買戻し)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき及び不正な行為により本土地を取得したことが判明した場合は、この契約を解除、又は本土地の買戻しをすることができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除、又は本土地の買戻しにより損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(原状回復)

第12条 乙は、甲がこの契約を解除、又は本土地の買戻しをした場合は、本土地を甲が定める日までに乙の負担において原状に回復してその所在する場所において返還しなければならない。ただし、甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めた場合は、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書において、本土地が滅失し、又は損傷しているときは、本土地の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本土地を返還するときは、甲が定める日までに本土地の所有権の移転の登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、甲がこの契約を解除、又は本土地の買戻しをした場合において、本土地に投じた有益費、必要費その他の費用があつても、これを甲に請求することができない。

(代金の返還等)

第14条 甲が、この契約を解除、又は本土地の買戻しをした場合は、乙が既に支払った代金を乙に返還するものとする。この場合において、代金には、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還する代金の相殺)

第16条 甲は、第14条の規定により代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第12条第2項の減損額又は前条に規定する損害賠償額（以下「減損額等」という。）があるときは、返還する代金と減損額等を対等額をもって相殺するものとする。

(疑義の解決)

第17条 この契約について、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(履行の決定)

第18条 前各条項に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二 印

買受人 乙 ○○ 印

(土地の表示)

所 在	地目	地積(m ²)
山陽小野田市××	△△	□□

物 件 説 明 書

物 件 番 号	1									
所 在 地	山陽小野田市大字厚狭字沖田26番1、28	登記地目		宅地						
実 測 面 積	2011.9m ²	形 状	間口約44m、奥行き約20~55mの不整 形地							
登記簿面積	2011.9m ²									
接面道路の幅員等		南側が幅員約10mの県道（建築基準法第42条第1項第1号）及び西側道路（同法第42条第2項）に接面								
法 令 等 に 基 く 制 限	都市計画法	非線引都市計画区域								
		用途地域	商業地域							
		建ぺい率	80%	容 積 率	400%					
	その他規制	準防火地域、都市計画道路								
施設整備状況		利 用 可 能 な 施 設	備 考							
		飲 用 水	上 水 道							
		電 気	中 国 電 力							
		ガ ス	—							
		排 水	—							
近隣地域 の条件等		交 通 条 件	J R 山陽本線「厚狭駅」まで約280m バス停「厚狭郵便局前」まで至近							
		道 路 条 件	県道船木津布田線に接面							
		自然的条件	—							
近隣地域の 地域的特性	周辺には郵便局、山陽総合事務所、飲食店、J R厚狭駅等あり、生活上の利便性が高い地域です。									
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップでは洪水及び高潮の浸水想定区域に入っています。 ・土壤汚染、地下埋設物、地盤に関する調査等はしていません。 ・建築要件等を入念に調査のうえ、入札してください。 ・敷地北側に水路の擁壁の基礎が存置しています。 ・現地をよく確認のうえ、入札してください。（市は、現地に存在する工作物等の撤去、移設、補修等に係る費用は負担しません。） ・給排水、電気、ガス等の設備は、落札者の責任で処理してください。 ・予定価格を公表します。予定価格を超える額の入札のうち、最高値で入札した方を落札者とします。 									

物件番号

1

位 置 図



※山陽小野田市大字厚狭字沖田26番1、28

注意 物件の位置を示すものであり、物件の形状や大きさ等を正確に示しているものではありません。

物 件 説 明 書

物 件 番 号	2									
所 在 地	山陽小野田市須恵二丁目5746番32			登記地目	宅地					
実 測 面 積	158.36m ²		形 状	間口約14m、奥行き約11mの長方形地						
登記簿面積	158.36m ²									
接面道路の幅員等		北側が幅員約4mの道路（建築基準法第42条第2項）に接面								
法 令 等 に 基 く 制 限	都市計画法	非線引都市計画区域								
		用途地域	第一種中高層住居専用地域							
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%					
	その他規制	建築基準法第22条区域								
施設整備状況		利 用 可 能 な 施 設	備 考							
		飲 用 水	上 水 道							
		電 気	中 国 電 力							
		ガ ス	都 市 ガ ス							
		排 水	下 水 道							
近隣地域の条件等		交 通 条 件	J R 小野田線「小野田港駅」まで約450m バス停「小野田港」まで約360m							
		道 路 条 件	幅員約4mの道路に接面							
		自然的条件	—							
近隣地域の地域的特性	周辺には小学校、スーパー、マーケット、JR小野田港駅等あり、生活上の利便性が高い地域です。									
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップでは高潮の浸水想定区域に入っています。 ・土壤汚染、地下埋設物、地盤に関する調査等はしていません。 ・建築要件等を入念に調査のうえ、入札してください。 ・現地をよく確認のうえ、入札してください。（市は、現地に存在する工作物等の撤去、移設、補修等に係る費用は負担しません。） ・給排水、電気、ガス等の設備は、落札者の責任で処理してください。 ・予定価格を公表します。予定価格を超える額の入札のうち、最高値で入札した方を落札者とします。 									

物件番号

2

位 置 図



※山陽小野田市須恵二丁目5746番32

注意 物件の位置を示すものであり、物件の形状や大きさ等を正確に示しているものではありません。

予 定 價 格

物件番号 1

所在及び地番 山陽小野田市大字厚狭字沖田 2 6 番 1
山陽小野田市大字厚狭字沖田 2 6 番 2 8
登 記 地 目 宅地
実 測 地 積 2 0 1 1 . 9 m²

予定価格 (1 m²あたりの価格)

4 9 , 5 5 3 , 0 0 0 円 (2 4 , 6 3 0 円/m²)

予 定 價 格

物件番号 2

所在及び地番 山陽小野田市須恵二丁目 5 7 4 6 番 3 2

登 記 地 目 宅地

実 測 地 積 1 5 8 . 3 6 m²

予定価格 (1 m²あたりの価格)

3 , 2 2 2 , 0 0 0 円 (2 0 , 3 5 0 円/m²)



山陽小野田市

SANYO ONODA CITY

【申込み・問合せ先】
山陽小野田市役所企画部財政課
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
電話 (0836) 82-1128